2016春季生活闘争 取り組み方針 (案)

	基本的な考え方			賃上げ要求		非正規労働者の労働条件改善		職場における男女平等の実現	ワーク・ライフ・バランス 社会の実現				
共闘	産 別	産業至体の「成上り・成文え」 - 「枚 差具正」の取り組み	月例賃金 ①個別銘柄(年齢ポイント)ごとの 「最低到達水準」「到達目標水準」 ②「賃金カーブ維持相当分(構成組 織が設定する場合)」「賃上げ分」	企業内最低賃金 ・協定の締結 ・適用対象の拡大 ・協定額の引き上げ ・初任給の引き上げ	一時金 ・一時金の要求基準等	総合的な労働条件改善を求める【重点項目】の取り組み	賃金の引き上げの取り組み	(男女間賃金格差是正、女性活躍 推進法、改正男女機会均等法、等)	(過重労働対策、時間外 割増率、両立支援、等)	ワークルールの 取り組み	その他の 取り組み	要 求 提出日	回 答 指定日
金 属 共 闘 連 絡 会 議	自動車総連 日 1 月 1 4 日	・2014年、2015年の履環の経界の ・2014年、2015年の履環の 環の の取環の を通じてて、 な経済持続管の を通し、 で、な整合動差は はたま見が で、はたま見が で、おり、で、 はたました、 で、おり、で、 はたました、 で、おり、で、 はたました、 で、おり、で、 はたとした、 で、おり、で、 はたといる、 で、おり、で、 はたといる、 で、おり、で、 はたといる、 で、おり、で、 はたといる、 で、おり、で、 はたといる、 をで、もい、ことで、 が、ま見をで、あり、で、 はたといる、 をで、もい、ことで、 が、とののの内が、 が、 で、いり、 で、 ので、といる、 で、 ので、 ので、 ので、 といくす。 で、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、	則として、賃金改善分を設定する。 【個別ポイント絶対水準要求】 ・技能職中堅労働者(中堅技能職)の現行水準を維持し、水準向上や格差・体系是正に向け、各組合の判断により賃金改善分全設定する。 〈技能職中堅労働者(中堅技能職)*1銘柄の目指すべき水準〉・賃金センサスプレミア370,000円・自動車産業プレミア292,000円・自動車産業スタンダード248,000円・自動車産業ミニマム	(1) の (1) では、 (1) では、 (1) では、 (2) では、 (2) では、 (2) では、 (2) では、 (2) では、 (3) では、 (4) では、 (5) では、 (5) では、 (5) では、 (6) では、 (7) では、 (7) では、 (8) では、 (8) では、 (9) で	①年間5ヵ月を基準とし、最低でも昨年獲得実績以上をする。②要求の基準内賃を企立する。③最低保障制度を確立いては40%以上とする。	● (1) 社会 (2) を表している。 (3) 体営動産在へるこ規、(3) が、実地のといっている。 (3) 体営動産を必要的の、 (4) 非拡出正は、よ断を必要いる。 (4) 非拡出正は、よ断を必要いる。 (4) 非拡出で降る。 (5) を必め、 (6) を必め、 (7) を必め、 (7) を必め、 (7) を必め、 (8) を必め、 (8) を必め、 (8) を必め、 (9) をのめ、 (みー職と表 のような管理をある定にでして、働び労応の助各の善えとた、取動で新組前場を象い者を正とて、 して、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな	・労働諸条件の取り組みとして推進していく。	「特に ・全単名よう36間の組 ・全単名よう36間の組 ・自り、36協の引 ・自り、36協の引 ・自り、36協の引 ・自り、20時に、 ・自り、20時に、 ・自り、 ・一に、 ・一、 ・一に、 ・一、 ・一に、 ・一、 ・一に、 ・一、 ・一に、 ・一、 ・一に、 ・一、 ・一に、 ・一、 ・一、 ・一、 ・一、 ・一、 ・一、 ・一、 ・一	・労働諸条件の取り・労働みぐ。		2016日本 (1) (1) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	予定

	基本的な考え方		賃上げ要求		非正規労働者の)労働条件改善	墹	遺場における男女平等の実現	ワーク・ライフ・バランス 社会の実現				
共 産 別 闘	産業全体の「底上げ・底支え」 「格差是正」の取り組み	月例賃金 ①個別銘柄(年齢ポイント)ごとの 「最低到達水準」「到達目標水準」 ②「賃金カーブ維持相当分(構成組 織が設定する場合)」「賃上げ分」	企業内最低賃金 ・協定の締結 ・適用対象の拡大 ・協定額の引き上げ ・初任給の引き上げ	一時金 ・一時金の要求基準等	総合的な労働条件改善を求 める【重点項目】の取り組み	賃金の引き上げの		号女間賃金格差是正、女性活躍 進法、改正男女機会均等法、等)	(過重労働対策、時間外 割増率、両立支援、等)	ワークルールの 取り組み	その他の 取り組 <i>み</i>	要 求提出日	回答指定日
金 属 共 闘 連 絡 会 議 電 方1日 電 方1日 連 定・29	「賃金体系学」を記している。 「賃金体系学」をでは、できるでは、できない。 「できるでは、できないないでは、できないないでは、できないないでは、できないないでは、できないないでは、できないないでは、できないないでは、できないないないでは、できないないないでは、できないないないでは、できないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	開発・設計職基幹労働者賃金 (基本賃金) [スキル・能力基準: 『レベル4』30歳相当] ①賃金要求について 水準改善額(引上額)3,000 円以上 *登録した現行個別賃金水準(要求ベース)の水準のでである。 (統一目標基準】 製品を行う。 【統一目標基準】 製品を指針のいて 「開金・設計職基幹労働者賃金 (基本賃心ル4』35歳相当〕 ①賃金要求について 「開金・設計職基幹労働者 (金型・設計職基幹労働者 (金型・設計、企工の、企工の、企工の、企工の、企工の、企工の、企工の、企工の、企工の、企工の	【統一要求基準】産業の(18歳見合い) ①18歳見合い、準理金(18歳見合い、本準として160,500円にでを対して2,000円にといて、実現行きとして、実力では対して2,000円にある。(*現行きと、大変のので、では、現所に変して、大変ので、では、大変ので、では、大変ので、では、大変ので、では、大変ので、では、大変ので、では、大変ので、できなが、できなが、できなが、できなが、できなが、できなが、できなが、できな	【統一要求基準】 ①「夏冬型年前協定方式」を 基本。賃金店のでは、 での「安護による的に関係を要認し、 での業業を年間 5ヵ月分を中間 2 ついまで、 とする。 ②「産別ミニマム基準」は、、 年間 4ヵ月分とする。	置をとることとし、産業別最低	展べ等働適制行 ■ン基a) b) 雇用無い気動 件の検労 る 観検 明納 展示 動	度の確立と運	でですり、 でで用いる。 でであり、 ででであり、 ででであり、 ででであり、 ででであり、 ででであり、 ででであり、 ででであり、 ででであり、 ででであり、 ででであり、 ででであり、 ででであり、 ででであり、 ででであり、 ででであり、 ででであり、 ででであり、 ででであり、 ででであり、 でででは、 でででは、 でででは、 でででは、 でででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 でででは、 ででは、 でででは、 ででは、 でででは、 でででは、 でででは、 でででは、 でででは、 でででは、 でででは、 でででは、 でででは、 ででででは、 ででででは、 でででは、 ででででででは、 でででででででででで	明を発展を表している。 「大きない」という。 「大きない。」というない。 「大きない。」というない。 「大きない。 「大きない。」というない。 「大きない。 「大きない。 「大きない。 「大きない。 「大きない。 「大きない。 「大きない。 「ない。 「ない。 「ない。 「ない。 「ない。 「ない。 「ない。 「ない。 「ないない。 「ないない。 「ないない。 「ないないない。 「ないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	① ② ③ ■20し退の賃ぎ(1)① ② ② ■ ① ② ■ ① ② ③ ■ 20し退の賃ぎ(1)① ② ② ■ ① ② ● ① ② ④ ④ ② ● ① ② ④ ● ① ② ● ② ●	時積所と動方間る時の日達向猶関の退心を強くしく、最近による定として、強性に、対して、政策の大力を対して、政策を対して、政策を対して、政策を対して、政策を対して、政策を対して、政策を対して、政策を対し、政策を対し、大力を対して、政策を対し、大力を対し、対力を対し、大力を対力を対し、大力を対し、大力を対し、大力を対し、大力を対し、大力を対し、大力を対し、大力を対し、大力を対し、大力を対し、大力を対し、大力を対し、大力を対し、大力を対し、大力を対し、大力を対し、大力を対し、大力を対し、大力を対力を対し、大力を対力を対力を対し、大力を対力を対し、大力を対力を対し、大力を対力を対し、対力を対力を対力を対力を対力を対力を対力を対力を対力を対力を対力を対力を対	平衡に入労に、衡上込基。規割 基加盟点引 上 上 上 上 た たの定し労産2組雇る(18)に移就し、補け 打等 業業氏に障の 針の 反 で19時の積働と 時、1準 模増 準え組いき 、一 雇歳と労使課む用賃歳均立後の適 償【 加報 付付も基害万 つ補 組 組の間労算時す 間休にに に率 と、合、続 高目 用以り働協題。延金見等、の実切 に到 の1 加別労づ等円 いと み 合の間労算時す	8日 3月16日

	基本的な考え方	賃上げ要求		非正規	見労働者の労働条件改善	職場における男女平等の実現	ワーク・ライフ・バランス 社会の実現				
共 産 別 闘	産業全体の「低上げ・低文え」 「最低到達水準	賃金 企業内最低賃金 ・協定の締結・適用対象の拡持相当分(構成組 ・初任給の引き・初任給の引き・初任給の引き・	大 ・一時金 上げ ・一時金の要求基準等	総合的な労働条件で める【重点項目】のB		(男女間賃金格差是正、女性活躍 推進法、改正男女機会均等法、等)	(過重労働対策、時間外 割増率、両立支援、等)	ワークルールの 取り組 <i>み</i>	その他の 取り組み	要 求 提出日	回 答 指定日
金属共關連絡会議	1.日本経済の上げた利益が賞上げや定な屋に向って、企業の上げた利益が賞上げやされて、長年資できまえの。 自力 がいまりという。 自力 がいまり にいったの はいまり にいまり にいまり にいまり にいまり にいまり にいまり にいまり に	(1) (1) 18 注 準	歳以上企いない単独では、18歳日を持ていたいない単独では、18歳日を締またない単組では、18歳日を締者にしていたい質金とは、18歳日を持ていたない質金とは、18歳日を持ていたない質金とは、18歳日を持ていたない質金とは、18歳日を持ていたない質金とは、18歳日を持ていたない質金とは、18歳日の一年のでは、18歳日の一年のでは、18歳日の一年のでは、18歳日の一年のでは、18歳日の一年の一年の一年のでは、18歳日の一年のでは、18歳日の一年のでは、18歳日の一年のでは、18歳日の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の	住する原金 はじめ出対、留点確要と を はじまった は で	一 東京	○男女間の賃金格差問題男女間の賃金格差問題については、「男女間の賃金格差問題については、「男女問題を実施の把握と分析を表明していく。のまり、男女間賃金格続的に関するまとが、のまり、男女間賃金格続のに関する。のまり、おいっとは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、<!--</td--><td>○労働時間に関する取り組みの ②男女を間もでは、 ②明女を間もでは、 ②は、 では、 のまで</td><td>Book 改正労働関 連法等の手引き」に 基づき取り組みを進</td><td>超える人手不足感の 高まりを背景に、継</td><td>2月23日</td><td>3月15日~16日</td>	○労働時間に関する取り組みの ②男女を間もでは、 ②明女を間もでは、 ②は、 では、 のまで	Book 改正労働関 連法等の手引き」に 基づき取り組みを進	超える人手不足感の 高まりを背景に、継	2月23日	3月15日~16日

基本的な考え方賃上			賃上げ要求		非正規労働者の労働条件改善		職場における男女平等の実現	ワーク・ライフ・バランス 社会の実現				
共 産 別 闘	産業全体の「底上げ・底支え」 「格差是正」の取り組み	月例賃金 ①個別銘柄(年齢ポイント)ごとの 「最低到達水準」「到達目標水準」 ②「賃金カーブ維持相当分(構成組織が設定する場合)」「賃上げ分」	企業内最低賃金 ・協定の締結 ・適用対象の拡大 ・協定額の引き上げ ・初任給の引き上げ	一時金 ・一時金の要求基準等	総合的な労働条件改善を求める【重点項目】の取り組み	賃金の引き上げの取り組み	(男女間賃金格差是正、女性活躍 推進法、改正男女機会均等法、等)	(過重労働対策、時間外 割増率、両立支援、等)	ワークルールの 取り組み	その他の 取り組み	要 求 提出日	回答指定日
金 属 共 關 連 絡 会 議	の「好循環」の追求	およびその確認、または定期昇給相当分を確保する。②定期昇給制度未確立または未整備な知し整備に取り組む。②質金改善(全面の一体となって、2016年度・2017年度の中で2年分の賃金改善要求を行う。)の要求を行う。(の要求を行う。)の要求を行う。(の要求を行う。)の条件が整う組合は本意のとする。	①企業内最低賃金協定の締結と引き上げ ○未協定組合は協定化 ○18歳最低賃金の水準は高空初に、JCM方針の159,000 円以上の金額または月額 2,000円以上の引短にも当上は体的な別でで、各対応定第額を協定にありまたが、月間の時間ができる。またが、月間がでから、またが側にである。 の年齢別最低賃金は、中準をめざす。具体的には18歳の賃金を100として、20歳 = 105、25歳 = 120、30歳 = 130、35歳 = 140、40歳 = 150、45歳 = 160を目標に各組合で設定する。	1)「金額」要求方式 ○生活を考慮した要素については、120万円ないし130万円ないした要素については、120万円ないした要素については、地間ないを見いては、地間ないできます。 ②)「金額・月数」円・4ヵ月を基本とする。 ③)「月数」要求方式 ○要求は、5ヵ月を基本とする。 4)業績連動型決定定方式につええ方をふまえる。	の確立に向けて、連合・JCM の方針にもとづき取り組みを 展開していく。	左記に含む。60歳以降者の取り組みについては「その他」項目に記載	ワーク・ライフ・バランス社会の実現、ワークルールの取り組みに含む	【労の時間は1,800 ・休時に取るを についたの定 ・保護を持ち、大いに ・のいたので ・保護を ・のいたので ・保護を ・のいたので ・保護を ・のいたので ・保護を ・のいたので ・保護を ・のいたので ・保護を ・のいたので ・保護を ・のいたので ・保護を ・のいたので ・保護を ・のいたので ・保護を ・のいたので ・保護を ・のいたので ・保護を ・のいたので ・保護を ・のいたので ・保護を ・のいたので ・保護を ・のいたので ・保護を ・のいたので ・のいたので ・のいたので ・でいたのので ・でいたのので ・でいといいので ・でいいので ・でいいので ・でいいので ・でいいので ・でいいので ・でいいので ・でいいので ・でいいので ・でいいので ・でいいので ・でいいので ・でいいので ・でいいいので ・でいいのので ・でいいので ・でいいので ・でいいので ・でいいいので ・でいいいので ・でいいいので ・でいいいので ・でいいいので ・でいいいいので ・でいいいいので ・でいいいので ・でいいいので ・でいいいいので ・でいいいいので ・でいいいいので ・でいいいいので ・でいいいので ・でいいいいので ・でいいいいいいいで ・でいいいいいで ・でいいいいいで ・でいいいいいで ・でいいいいいで ・でいいいいで ・でいいいいで ・でいいいいで ・でいいいいいいいいで ・でいいいいいで ・でいいいいで ・でいいいいで ・でいいいいで ・でいいいいいで ・でいいいいで ・でいいいいで ・でいいいいで ・でいいいいで ・でいいいいで ・でいいいいいいで ・でいいいいいで ・でいいいいいで ・でいいいいいいいいで ・でいいいいいいで ・でいいいいいいいいで ・でいいいいいで ・でいいいいいいいいいで ・でいいいいいで ・でいいいいで ・でいいいいいいいいで ・でいいいいいいいで ・でいいいいいいいいいい	働くことができる 社会の構築にむ けた労使の社会 的責務の観点か	中期ビジョンでガイド ラインとして定めた 2,200万円(60歳・勤 続42年/高卒技能 労働者)に向けて取 り組む。 【労災通災付加補償】	2月12日	3月16日

	基本的な考え方		賃上げ要求		非正規労働者の	D労働条件改善	職場における男女平等の実現	ワーク・ライフ・バランス 社会の実現				
共 産 別 闘	産業全体の「底上げ・底支え」 「格差是正」の取り組み	月例賃金 ①個別銘柄(年齢ポイント)ごとの 「最低到達水準」「到達目標水準」 ②「賃金カーブ維持相当分(構成組 織が設定する場合)」「賃上げ分」	企業内最低賃金 ・協定の締結 ・適用対象の拡大 ・協定額の引き上げ ・初任給の引き上げ	一時金 ・一時金の要求基準等	総合的な労働条件改善を求 める【重点項目】の取り組み	賃金の引き上げの取り組み	(男女間賃金格差是正、女性活躍 推進法、改正男女機会均等法、等)	(過重労働対策、時間外 割増率、両立支援、等)	ワークルールの 取り組み	その他の 取り組 <i>み</i>	要 求 提出日	回答指定日
金 属 共 闘 連 絡 会 議	○2016年春季闘争に企業・位、経済・社会りまく場合をとりまく場合をで業・でで変して、「労働者活・では、経済・社会りまくのでは、経済・社会のでは、経済・社会のでは、保力をでは、「2015年を開発を受け、「2015年を登ります。」には、「2015年をでは、「2015年をでは、「2015年をでは、「2015年をでは、「2015年をでは、「2015年をでは、「2015年をでは、「2015年をでは、「2015年では、100歳をでは、100歳の	○「定期昇給をはじめを確定とする」」 ・35歳年行のの間からで、、 ・35歳年準分のの間がでする。 ・35歳のの円以上を働個別別にである上で、3,000円以上を要求で、のので要求である事式である単立でで、3,000円以上を要求が困事がでである。 ・基幹労働者(技能職35歳年)の「あるべきなする。 ・基幹労働者(技能職35歳年)の「あるべきなず。 ・基幹労働者(きなする。)・基幹労働者(きなず。 当)の「あるべきなす。。 ・基幹労働者(きなず。 当)の「あるべきなず。 当)の「あるべきなず。 当)の「あるべきなず。 当)の「あるべきなず。 当)の「あるべきなず。 当)の「あるべきなず。 当)のものといきない、単にない、で、は、で、は、正には、で、は、連合にないませい。 を強いませいる。 は、連合にないませい。 は、連合にないませい。 は、連合にないませい。 を変し、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で	○初任給 ・18歳 高卒正規入社 初任 給に取り組む。 ○企業内最低賃金 ・18歳の位置づけで協定化 を図る。 ・到達闘争として159,000円以上に引き上げる。もしく は、実態に応じて底上げを 図る観点から2,000円以上 の引き上げに取り組む。 ・「JCミニマム(35歳)210,000円」の取り組みを推進する。	○要求基準は、「生活保障部分(固定部分)」と「成果反映部分(変動部分)」を併せて5ヵ月中心とする。 ○産別ミニマム基準は「平均原資年間4ヵ月」とする。	○「改正労働者派遣法」「改正労働契約法」を踏まえるとともに、同じ職場の働く仲間として、雇用の安定と労働条件の確保、および受け入れ時の対応など、労使協議の充実を図る。		○男女共同参画の推進 ・「女性活躍推進法」に基づく、 女性の活躍に関する行動計画 については、努力義務となる企業規模300人以下の単組についても、策定されるよう、取り組 みを進める。	○労働時間短縮 ・年間総実労働時間到達目標1,800時間の達成に。 ・得極的に管理・徹底 ・長時間所働是正・時間の制度で、働時間労働ので変援・「次世代の成支援・「次世代の対するでででででででででででででででででででででででででででででででででででで	○長時間労働の印が出版。 ・時間労働のの印ができた。 ・時間・長に対策では、 ・長に対策では、 ・長に対策では、 ・長に対策では、 ・長に対策では、 ・長に対策では、 ・長に対策では、 ・長に対策では、 ・長に対策では、 ・長に対策を、 ・長に対策を、 ・長に対策を、 ・長に対策を、 ・長に対策を、 ・長に対策を、 ・長に対策を、 ・長に対策を、 ・長に対策を、 ・長に対策を、 ・長に対策を、 ・長に対策を、 ・長に対策を、 ・長に対策を、 ・長に対策を、 ・長に対策を、 ・長に対策を、 ・大学、 ・大学、 ・大学、 ・大学、 ・大学、 ・大学、 ・大学、 ・大学	・到達方式による取り組みとし、「勤続42年・60歳」の到達を新たな水準を新たな水準とした取り組みに向い、現行水準備も含めなどの準備も含め	2月23日 (火)	3月16日 (水)
全造船機械 方針決定日 1月30,31日	すべての労働者の雇用とと併せ所での労働者の雇用とと併せを業の安定・権利の向上と併せを業の安定の事態を目指します。	①個別賃金要求の単組・30歳 勤務12年(生産労働者)=基 本給246,000円(所定内賃 金275,000円) ②平均賃上げ要求の単組・ 10,500円(定昇+ベア)		夏・冬同時要求とし、それぞれ新所定内賃金の3カ月	①企業の社会的責任並びに 法令遵守の観点から「偽 装請負」の防止・解消をめ ざす。 ②短期間勤務(パート)労働 者を始め、直接雇用関係にある労働条件 は正規雇用労働者並みと するよう取り組みます。	・非正規雇用労働者の時間単位は1,000円を目標に取り組みます。また、パート・アルバイトなどの労働者の賃金引き上げは時給ベースで「37円」以上要求します。	「ワークライフ・バランスの実現」の中で取り組みます。	・年間所定労働時間の1,800 時間台の達成を目指し、同 2,000時間と超える分会は、 1,900時間以内とする。 ・時間外50%、早出(午前5時まで)125%、同(午前5時以降)75%、休日・深夜100 %を目指します。	じる不平等を規制に	①じん肺・石線 では、 一次	2月19日	3月16日